

## 消費生活だより ～くらしの危険～

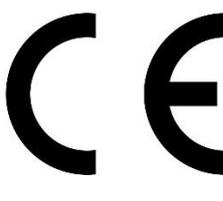
### 「自転車用ヘルメットに関する注意点」

令和5年4月1日から、道路交通法が一部改正せられ、すべての自転車の利用者に自転車用ヘルメット（以下、ヘルメット）着用の努力義務が課せられました。また同年7月1日からは、特定小型原動機付自転車（いわゆる電気キックボード等）の利用者のヘルメット着用の努力義務となりました。

国内では、ヘルメットの安全性に関する任意の規格等がありますが、市販されているヘルメットには、任意の規格等への適合マークが表示されているものと、いないものが販売されています。下記の項目について注意しましょう。

- 安全のためにヘルメット着用に努めましょう。
- ヘルメットは、SGマークなど安全性を示すマークが表示されたものを選び、頭部に適合した大きさ・形状のものを正しく着用することで効果を発揮します。取扱説明書をよく読んで正しく使用しましょう。
- 1歳未満の子どもを安全に自転車に同乗させることは現状では困難です。別の移動方法の検討をしましょう。

#### ■適合マークの例

			
SGマーク	JISマーク	JCFマーク	CEマーク

### 4月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前9時～正午、午後1時～4時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	4/10（水）	☎22-1152
	QRコードからも予約できます	
関ヶ原町	4/24（水）	☎43-0070
養老町	4/1（月）、15（月）	☎32-1108
神戸町	4/8（月）、22（月）	☎27-3111
輪之内町	4/4（木）、18（木）	☎68-0185
安八町	4/11（木）、25（木）	☎64-3111



問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152